

令和7年度 奈良県広報誌「県民だより奈良」新聞折込配布業務について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年1月27日

奈良県知事 山下 真

第1 入札に付する事項

1 業務名

令和7年度 奈良県広報誌「県民だより奈良」新聞折込配布業務

2 業務の概要

県が毎月発行する広報誌「県民だより奈良」について、新聞折込による配布業務を委託します。

配布物

県広報誌「県民だより奈良」（「奈良県議会だより」を含む）

1 ページサイズ A4判（止め針なし、パンチ穴2穴）

1部当たりページ数 次のとおり

① 8回（6月、7月、9月、10月、11月、1月、3月及び4月）

20 ページ

② 4回（5月、8月、12月及び2月） 24 ページ

配布方法

日刊5紙（読売、朝日、毎日、産経、日経）での折込配布

配布回数・配布部数・配布日

令和7年4月号から令和8年3月号まで年12回

各回9,500部程度

毎月1日に配布

配布先

下記地域の新聞購読世帯

五條市（新聞折込ができない地域を除く）

山添村

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 その他詳細については、別に定める仕様書のとおり

第2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から7までの資格の全てを有する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- 3 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Q5 広告・イベント業務に登録している者であること。
- 4 過去5年間において、国、地方公共団体又は民間企業等と新聞折込配布業務に係る契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 7 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

第3 入札方法

- 1 入札は、1ページ単価（小数点以下第4位まで記載）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札者は、所定の入札書を作成し、封緘の上で所定の場所及び日時に入札し

てください。

- 3 代理人をもって入札する場合は、その委任状を提出してください。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すこととはできません。

第4 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室 広報広聴課広報制作係
電話 0742-27-8326
FAX 0742-22-6904

- 2 入札説明会及び質疑等

入札説明会は開催しません。

この入札に関する疑義が生じた場合は、令和7年1月30日（木）午後5時まで、別途指定する質疑書（様式1）によりFAXで受け付けます。送付後、必ず送付した旨を電話で連絡してください。なお、締切以降の質疑は受け付けません。

回答は令和7年2月4日（火）午後5時までに広報広聴課のホームページに掲載します。ただし、掲載する回答は、この入札に関する質疑であって、この公告等で掲示した内容からは判断できない、又は判断が困難な質疑への回答に限ります。

- 3 入開札の日時及び場所

日時:令和7年2月21日（金）午後1時30分（午後1時15分から受付）
場所:奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課 入札室（奈良県庁主棟6階）

- 4 郵便による入札

- (1) 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「令和7年度 奈良県広報誌「県民だより奈良」新聞折込配布業務」と記し、「入札書」と朱書きして、令和7年2月20日（木）午後5時までに1に示す場所に到着するようにしてください。なお、予定価格以下の価格の入札がない場合は、ただちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。
- (2) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退届）を別々に封緘し、封書の表面に「令和7年度 奈良県広報誌

「県民だより奈良」新聞折込配布業務」と記し、「入札書（初度入札）」又は「入札書（再度入札又は再度入札辞退）」と各々明記し、「入札書」の文字は朱書きして、令和7年2月20日（木）午後5時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

第5 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

一般競争入札に参加しようとする者は、入札書に記載する金額に仕様書に記載した配布部数及びページ数(9,500部×8回×20ページ+9,500部×4回×24ページ)を乗じた金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、落札価格に仕様書に記載した配布部数及びページ数(9,500部×8回×20ページ+9,500部×4回×24ページ)を乗じた金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

4 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年2月10日（月）午後5時までに参加資格証明書（様式2）を郵送又は持参により第4の1に示す場所へ提出してください。なお、添付書類として、第2の4を証明する書類（仕様書を含む当該契約書一式の写し又は契約の相手方による契約証明書）が必要です。

- (2) 入札保証金の納付の免除を希望する者は、令和7年2月10日(月)午後5時までに第5の4(1)の書類と併せて、第5の2のただし書の規定に該当することを証明する書類(過去2年間に履行した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約に係る仕様書を含む当該契約書一式の写し又は契約の相手方による契約証明書(2件以上))の提出が必要です。
- (3) 入札参加者は、入開札日の前日までの間において、県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (4) 提出書類に基づき、第2の各項の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。入札への参加の可否については、令和7年2月14日(金)までに、FAXで通知します。

5 入札の無効

下記に該当する入札は、無効とします。

- (1) この業務の入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

6 契約書作成の要否

- (1) 要します(単価契約を締結するものとします)。なお、契約書作成に要する費用は、落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、令和7年4月1日に契約を締結するものとします。
3で示す契約保証金を、別途指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、当該期日までに、免除規定に該当することを示す書類を提出してください。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札

執行事務に関係ない奈良県職員を立ち会わせて行う場合があります。

- (2) 予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格以下の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、著しく低い価格をもって入札したときは、当該入札者が契約条件を確実に履行することができるかを照会するため、決定を留保する場合があります。

8 契約の形態

契約は、落札価格の算定に用いられたA4判1ページ当たりの金額（小数点以下第4位まで）による単価契約とします。

9 契約の不締結

落札者の決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約

を締結したとき。

- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、本県に損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4) 及び(5) 中「落札者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

11 契約締結に関する条件

本業務に係る県の令和7年度予算が県議会で承認されなかった場合は、契約を締結しないものとし、入札も無効としますので、了承のうえで入札に参加してください。

12 注意事項

入札書や封筒の記載は、別紙の例を参考にしてください。